

2, ハイケアユニット入院医療管理料について

○基本診療科の施設基準等 (平成 18 年厚生労働省告示第 93 号)

第九 特定入院料の施設基準等

四 ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準

- (1) 病院の治療室を単位として行うものであること。
- (2) 当該治療室の病床数は、30 床以下であること。
- (3) ハイケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。
- (4) 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。
- (5) 重症患者等の基準を満たす患者を概ね 8 割以上入院させる治療室であること。
- (6) 当該病院の一般病棟の入院患者の平均在院日数が 17 日以内であること。
- (7) 救命救急入院料又は特定集中治療室管理料に係る届出及び診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
- (8) ハイケアユニット入院医療管理を行うにつき十分な専用施設を有していること。

○特定入院料について (平成18年3月6日厚生労働省保険局医療課長通知)

第 3 節 特定入院料

A 3 0 1-2 ハイケアユニット入院医療管理料

- (1) ハイケアユニット入院医療管理料の算定対象となる患者は、次に掲げる状態に準じる状態にあつて、医師がハイケアユニット入院医療管理が必要であると認めた者であること。
 - ア 意識障害又は昏睡
 - イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪
 - ウ 急性心不全（心筋梗塞を含む。）
 - エ 急性薬物中毒
 - オ ショック
 - カ 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）
 - キ 広範囲熱傷
 - ク 大手術後
 - ケ 救急蘇生後
 - コ その他外傷、破傷風等で重篤な状態

- (2) ハイケアユニット入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が、当該治療室に入院した場合には、入院基本料等を算定する。

○特定入院料の施設基準について

(平成18年3月6日厚生労働省保険局医療課長通知)

第3 ハイケアユニット入院医療管理料

1 ハイケアユニット入院医療管理料に関する施設基準

- (1) 専任の常勤医師が常時1名以上いること。
- (2) ハイケアユニット入院医療管理を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えていること。ただし、当該治療室が特定集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を特定集中治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
 - ア 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）
 - イ 除細動器
 - ウ 心電計
 - エ 呼吸循環監視装置
- (4) 当該治療室勤務の看護師は、治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。
- (5) 当該治療室に入院している患者の状態を別紙10の重症度・看護必要度に係る評価票を用いて測定し、その結果、基準を満たす患者が8割以上いること。

2 届出に関する事項

ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添6の様式30を用いること。また、当該治療室に勤務する従事者については、別添6の様式11を用いること。

重症度・看護必要度に係る評価票

(配点)

A モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1 創傷処置	なし	あり	
2 蘇生術の施行	なし	あり	
3 血圧測定	0回	1～10回	11回以上
4 時間尿測定	なし	あり	
5 呼吸ケア	なし	あり	
6 点滴ライン同時3本以上	なし	あり	
7 心電図モニター	なし	あり	
8 輸液ポンプの使用	なし	あり	
9 動脈圧測定(動脈ライン)	なし	あり	
10 シリンジポンプの使用	なし	あり	
11 中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし	あり	
12 人工呼吸器の装着	なし	あり	
13 輸血や血液製剤の使用	なし	あり	
14 肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし	あり	
15 特殊な治療法等(CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定等)	なし	あり	
			A得点

B 患者の状況等	0点	1点	2点
16 床上安静の指示	なし	あり	
17 どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	できる	できない	
18 寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない
19 起き上がり	できる	できない	
20 座位保持	できる	支えがあれば できる	できない
21 移乗	できる	見守り・ 一部介助が必要	できない
22 移乗方法(主要なもの1つ)	自力歩行・ つかまり歩き	補助を要する移動 (搬送を含む)	移動なし
23 口腔清潔	できる	できない	
24 食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
25 衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
26 他者への意思の伝達	できる	できる時と できない時がある	できない
27 診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	
28 危険行動への対応	ない	ある	
			B得点

注) 重症度・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、「重症度・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。

Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。

Bについては、評価日の状況に基づき判断した点数を合計して記載する。

<重症度・看護必要度に係る基準>

モニタリング及び処置等に係る得点(A得点)が3点以上、または患者の状況等に係る得点(B得点)が7点以上。

重症度・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

1. 重症度・看護必要度に係る評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うこと。なお、院内研修は、所定の研修を修了したもの、あるいは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。
2. 重症度・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、下記の選択肢の判断基準等に従って実施すること。
3. 評価の対象は、ハイケアユニット入院医療管理料を算定する全患者とし、患者に行われたモニタリング及び処置等、患者の状況等の日常生活動作の自立度について、毎日評価を行うこと。

A モニタリング及び処置等

A項目共通事項

評価は24時間（前日の評価後から本日の評価まで）の記録と観察に基づいて行い、推測は行わないこと。

1 創傷処置

項目の定義

創傷処置は、創傷・褥瘡についての処置があり、看護師等が医師の介助をした場合あるいは看護師等が自ら処置を実施した場合、かつその記録があるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
創傷処置を行わなかった、あるいは創傷処置に関する記録がない場合をいう。
「あり」
創傷処置を行い、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

ここでいう創傷とは、皮膚結合性の障害であり、その深さの程度は問わない。
縫合固定を伴うカテーテルの挿入部や固定用縫合部の処置、ならびにカテーテル抜去後の縫合は創傷処置となる。ただし、眼科手術後の点眼等及び排泄物の処理に関するストーマ処置は、ここでいう創傷処置には含まない。
なお、看護師等が介助、あるいは実施したもののみ評価すること。

2 蘇生術の施行

項目の定義

蘇生術の施行は、気管内挿管・気管切開術・人工呼吸器装着・除細動・心マッサージ（閉胸式、開胸式を問わない）のいずれかが、蘇生を目的に施行されたかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
蘇生術の施行がされなかった場合、あるいはそれに関する記録がない場合をいう。
「あり」
蘇生術の施行が1回でもあり、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

蘇生術の施行に含まれている人工呼吸器の装置とは、いままで装着していない患者が蘇生のために装着したことであり、蘇生術以外の人工呼吸器管理は、「A-5呼吸ケア」の項目において評価される。

3 血圧測定 項目の定義

血圧測定は、過去 24 時間に血圧測定がなされた回数の記録があるものを評価する項目である。

選択肢の判断基準

過去 24 時間に記録が残されているものの回数で判断する。

判断に際しての留意点

この場合の血圧測定の方法は、測定的部位や血圧計の種類（水銀式・電子血圧計、自動血圧計など）や聴診・触診などの手法の違いは問わない。

血圧の持続モニターを行っている場合、あるいは自動血圧測定装置で血圧を測定している場合は、測定値を観察して記録に残っている回数で評価する。記録は、看護記録・体温表・フローシートなどのいずれかに記入してあればよい。

また、手術室や透析室、X線撮影室など、当該治療室以外で測定したものは、合計回数に含めない。

4 時間尿測定 項目の定義

時間尿測定は、1 時間以内ごとに行い、かつ尿量測定の結果があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

時間尿測定を行っていない場合、あるいは 24 時間以内に 3 回未満の測定、または測定記録がない、あるいは記録があっても 3 回未満、のいずれかに該当する場合をいう。

「あり」

時間尿測定を 24 時間以内に 3 回以上測定し、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

記録されているもので評価するため、測定しても記録に残していなければ「なし」とする。また、飲水量チェックの有無、記録の書式は問わない。

5 呼吸ケア
項目の定義

呼吸ケアは、人工呼吸器管理、酸素吸入、気道内及び口腔内吸引、痰を出すためのスクイーミング、体位ドレナージのいずれかを行い、かつ記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
呼吸ケアを行わなかった場合、あるいは実施した記録がない場合をいう。
「あり」
呼吸ケアを1回以上実施し、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

酸素吸入（マスク法、経鼻法、酸素テントを使用）をしている患者は「あり」とする。
エアウェイ・経鼻カテーテル挿入、ネブライザー吸入だけ実施、呼吸訓練は呼吸ケアには含まない。時間の長さや回数の条件はない。

6 点滴ライン同時3本以上
項目の定義

点滴ライン同時3本以上とは、同時に3本以上の点滴ライン（ボトル、バッグまたはシリンジから末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外への点滴あるいは持続注入による薬液の流入経路）が持続的に使用され、かつその記録があるものを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
同時3本以上の点滴が実施されていない場合、あるいは実施記録がない場合をいう。
「あり」
同時に3本以上の点滴が1回でもなされ、かつ実施記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。
1カ所に刺入され、コネクターで接続された点滴ラインが3本以上あれば「あり」とする。
2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは1つとして数える。
ヘパリンロックをしているラインから延長チューブを使って、シリンジで静脈注射をした場合は、持続的に使用されるといえないため「なし」とする。
スワンガンツカテーテルの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため「なし」とする。

7 心電図モニター

項目の定義

心電図モニターの有無とは、持続的に心電図のモニタリングを行い、かつその記録があるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」 持続的な心電図のモニタリングを行っていない場合をいう。
「あり」 持続的な心電図のモニタリングを行っている場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類（5誘導、12誘導）は問わない。
心電図モニターの装着時間や記録回数は問わない。
心電図検査として一時的に測定を行った場合には「なし」となる。

8 輸液ポンプの使用

項目の定義

輸液ポンプの使用とは、輸液を行うにあたり輸液ポンプを使用しているか否かを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」 輸液を行うにあたり輸液ポンプを使用していない場合をいう。
「あり」 輸液を行うにあたり輸液ポンプを使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

点滴のラインを輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等の患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

9 動脈圧測定（動脈ライン）

項目の定義

動脈圧測定とは、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を行っているかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」 動脈圧測定を行っていない場合をいう。
「あり」 動脈圧測定を行っている場合をいう。

1.0 シリンジポンプの使用

項目の定義

シリンジポンプの使用とは、輸液を行うにあたりシリンジポンプを使用しているか否かを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」 輸液を行うにあたりシリンジポンプを使用していない場合をいう。
「あり」 輸液を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

点滴のラインをシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

1.1 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）

項目の定義

中心静脈圧測定とは、中心静脈ラインを挿入しており、そのラインを用いて中心静脈圧測定を行っているかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」 中心静脈圧の測定を行っていない場合をいう。
「あり」 中心静脈圧の測定を行っている場合をいう。

判断に際しての留意点

スワングアンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても「あり」となる。
中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定のいずれでもよい。

1.2 人工呼吸器の装着

項目の定義

人工呼吸器の装着とは、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器の装着を行っていたかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」 人工呼吸器を使用していない場合をいう。
「あり」 人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類、設定、気道確保の方法については問わない。
人工呼吸器の装着が夜間のみの場合にも「あり」となる。

1.3 輸血や血液製剤の使用

項目の定義

輸血や血液製剤の使用とは、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与をしたかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」 輸血や血液製剤を使用しなかった場合をいう。
「あり」 輸血や血液製剤を使用した場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類および単位数については問わない。

1.4 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）

項目の定義

肺動脈圧測定とは、スワンガンツカテーテルを挿入しており、そのカテーテルを介して肺動脈圧測定を行っているかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」 肺動脈圧測定を行っていない場合をいう。
「あり」 肺動脈圧測定を行っている場合をいう。

1.5 特殊な治療法等（CHDF,IABP,PCPS,補助人工心臓,ICP測定）

項目の定義

ここでいう特殊な治療法とは、CHDF（持続的血液濾過透析）、IABP（大動脈バルーンパンピング）、PCPS（経皮的心肺補助法）、補助人工心臓、ICP（頭蓋内圧）測定を行ったかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」 特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。
「あり」 特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。